平成２３年（フ）第３８０号
北海道旭川市東光14条４丁目４番３号　旭栄ハイツ102　和田方
債務者　工藤　貴子（旧姓八木橋）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８４号
北海道旭川市神居５条21丁目47番地の８
債務者　喜多美紀子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９１号
北海道旭川市東１条４丁目１番15号　第一あかねマンション102号室
債務者　山口　和久
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
長崎県松浦市志佐町庄野免153番地11　エビスアパートＣ号、従前の住所長崎県佐世保市世知原町上野原1139番地
債務者　鴨川　富子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０６３号
東京都昭島市拝島町２丁目19番22―208号
債務者　工藤　一延
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４１０号
神奈川県藤沢市亀井野3303番地　亀井野団地アパート13―106
債務者　山川　広江
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２８号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目26番８　財鶴亀荘Ａ202
債務者　三冨　千花
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４５号
横浜市旭区川井本町11番地　ルモニエ３―102号
債務者　大森　千栄（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５１号
横浜市鶴見区尻手２丁目２番30号　クレシェンドM103号
債務者　鈴木　一史
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５６号
本籍神奈川県綾瀬市早川550番地２
債務者　鈴木　篤子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７６号
横浜市中区大和町２丁目47番地５　メゾン・ド・ポミエ206号室
債務者　田坂　美絵
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２４号
神奈川県海老名市今里３丁目27番５号
債務者　水野　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２９号
横浜市南区南吉田町１丁目16番地　伊勢佐木南パークハウス壱番館401
債務者　大久保利通
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３８号
横浜市中区北方町２丁目103番地７
債務者　玉城由里子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７４号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番18―205号
債務者　町田さくら
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部